

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目 次

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例(一・分権改革推進室)	12
秋田県情報公開条例等の一部を改正する条例(二・情報公開課)	16
秋田県職員定数条例の一部を改正する条例(三・人事課)	17
職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(四・人事課)	17
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(五・人事課)	18
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(六・人事課)	83
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(七・人事課)	96
秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(八・財政課)	98
長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(九・財政課)	99
秋田県県税条例の一部を改正する条例(一〇・税務課)	99
秋田県通訳案内業免許等手数料徴収条例の一部を改正する条例(一一・学術国際政策課)	100
秋田県畜産試験場等の手数料徴収条例を廃止する条例(一二・試験研究推進課)	101
秋田県畜産試験場の手数料徴収条例の一部を改正する条例(一三・試験研究推進課)	101
秋田県北部老人福祉総合エリア条例及び秋田県中央地区老人福祉総合エリア条例の一部を改正する条例(一四・長寿社会課)	101
秋田県障害者介護給付費等不服審査会条例(一五・障害福祉課)	103
秋田県障害者自立支援法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(一六・障害福祉課)	104
秋田県精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例(一七・障害福祉課)	108

秋田県すこやか奨学金貸与事業助成条例(一八・子育て支援課)	109
秋田県児童会館条例の一部を改正する条例(一九・子育て支援課)	111
秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例(二〇・医務薬事課)	111
秋田県衛生検査所登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例(二一・医務薬事課)	111
秋田県総合生活文化会館条例の一部を改正する条例(二二・県民文化政策課)	112
秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例(二三・環境整備課)	112
生活衛生関係営業に係る衛生措置に関する基準等を緩和するための関係条例の整備に関する条例(二四・生活衛生課)	113
秋田県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例(二五・生活衛生課)	114
秋田県の景観を守る条例の一部を改正する条例(二六・自然保護課)	115
秋田県榎森牧場条例を廃止する条例(二七・農畜産振興課)	118
秋田県水産用機械類貸付譲渡条例を廃止する条例(二八・水産漁港課)	119
秋田県計量法関係手数料等徴収条例の一部を改正する条例(二九・産業経済政策課)	119
秋田県営田沢湖高原駐車場条例の一部を改正する条例(三〇・観光課)	120
秋田県鉱業用機械類貸付譲渡条例を廃止する条例(三一・資源エネルギー課)	121
秋田県十和田湖公共下水道条例の一部を改正する条例(三二・下水道課)	121
秋田県営住宅条例の一部を改正する条例(三三・建築住宅課)	122
財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例(三四・管財課)	122
秋田県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例(三五・管財課)	123
市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例(三六・教育庁総務課)	123
学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例(三七・高校教育課)	124
秋田県立図書館設置条例の一部を改正する条例(三八・生涯学習課)	154
秋田県立田沢湖スポーツセンター条例の一部を改正する条例(三九・保健体育課)	155
秋田県警察組織条例の一部を改正する条例(四〇・警務課)	157
秋田県警察職員定数条例の一部を改正する条例(四一・警務課)	158
秋田県公安委員会関係手数料徴収条例及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(四二・生活環境課)	158

秋田県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(四三・企業局総務課)……………160

企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例(四四・企業局総務課)……………163

秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例(四五・議員提出)……………164

秋田県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例(四六・議員提出)……………164

この号で公布された  
条例のあらまし

- 1 市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一号)
    - 1 権限移譲対象事務に、次のパッケージごとに、それぞれ次の事務を加えることとした。
      - (一) 長寿社会パッケージ(第五条及び別表第一九ノ別表第二の一の二関係)
        - (2) 有料老人ホームの設置者等に対し改善命令をした旨の公示
        - (2) 指定居宅サービス事業者の指定等に係る市町村長からの意見の徴収、指定の更新、介護サービス情報の報告に係る命令に従わない場合の指定の取消し等及び指定居宅サービス事業者に対する勧告等
        - (3) 指定居宅介護支援事業者の指定の更新、介護サービス情報の報告に係る命令に従わない場合の指定の取消し等及び指定居宅介護支援事業者に対する勧告等
        - (4) 指定介護予防サービス事業者の指定、指定の更新及び指定の取消し等、当該指定に係る公示及び届出等の受理並びに指定介護予防サービス事業者に対する勧告等
  - (二) まちづくりパッケージ(第一〇条、別表第七二の二及び別表第七二の三関係)
    - (2) 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等
    - (2) 県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等
  - 2 介護保険法等の一部を改正する法律(平成一七年法律第七七号)及び障害者自立支援法(平成一七年法律第一二三号)の施行並びにこれらの法律による関係法律の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
  - 3 その他
    - (二)(一) この条例は、一部を除き、平成一八年四月一日から施行することとした。  
この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。
- 秋田県情報公開条例等の一部を改正する条例(秋田県条例第二号)  
刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成一七年法律第五〇号)の施行に伴い、秋田県情報公開条例(昭和六二年秋田県条例第三号)ほか二条例について所要の規定の整理を行うこととした。

秋田県職員定数条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三号)

1 知事の事務部局の職員(秋田県立脳血管研究センター及び秋田県立リハビリテーション・精神医療センターの職員並びに公営企業の業務に従事する職員を除く。)の定数を四、二九二人(現行四、六五九人)に改めるとともに、公営企業の業務に従事する職員の定数を一人とする事とした。

2 その他

(一) この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。  
(二) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四号)

1 秋田県健康環境センターの設置に伴い、同センターに勤務する医師の定年を定めることとした。

2 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(秋田県条例第五号)

1 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二八年秋田県条例第二号)の一部改正

(第一条による改正)

(一) 行政職給料表及び公安職給料表の級構成並びに全給料表の号給構成を改めるとともに、全給料月額を改定することとした。(別表第一、別表第六関係)

(二) 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に同日前一年間の勤務成績に応じて行うほか、次の基準によることとした。(第五条関係)

(1) 昇給日前一年間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給(行政職給料表六級以上の職員等のうち人事委員会規則で定める職員を除く職員)については、三号給とするを標準とすること。

(2) 五五歳を超える職員等の昇給の号給数を二号給とすることを標準とする。

(3) 職務の級の最高の号給を超える昇給を行わないこと。

(三) 新たに地域手当を設け、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して定める地域に在勤する職員等に対し、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に一〇〇分の三から一〇〇分の一八までの割合を乗じて得た額を支給することとする。調整手当を廃止することとした。(第二条、第一条の二及び第一条の三関係)

(四) 大学に勤務する教育職員に適用する給料表及び秋田県立大学の学長に係る給与の特例措置に関する規定を削ることとした。(第四条、第五条の三、第一八条の二、第十九条及び第二十一条関係)

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成一二年秋田県条例第一五二号)の一部改正(第二条による改正)

全給料表の全給料月額を引き下げることとした。(第五条関係)

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成一四年秋田県条例第六九号)の一部改正(第三条による改正)

特定任期付職員に適用する給料表の全給料月額を引き下げることとした。(第四条関係)

4 その他

(一) その他所要の規定の整備を行うこととした。

(二) この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

(三) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

(四) 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成一三年秋田県条例第三号)のほか一五条例について所要の規定の整理を行うこととした。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六号)

1 一般の退職手当の額は、退職手当の基本額に、退職手当の調整額を加えて得た額とする事とした。(第二条の五関係)

2 退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を一定の期間ごとに区分し、当該区分に応じて定める割合を乗じて得た額の合計額とする事とともに、勤続一六年から二四年までの中期勤続者等の退職手当の支給率を引き上げることとした。(第三条、第五条関係)

3 退職手当の調整額は、在職期間の初日の属する月から末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた職員の区分に応じて定める額(第一号区分五〇、〇〇〇円、第七号区分一六、七〇〇円及び第八号区分零)のうち、その額が多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六〇順位までのものを合計した額とする事とした。(第六条の四関係)

4 その他

(一) その他所要の規定の整備を行うこととした。

(二) この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。



(三) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。  
 (四) 職員の退職手当に關する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年秋田県条例第九号)ほか六条例について所要の規定の整備を行うこととした。

職員の特種勤務手当に關する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第七号)

1 火災類等取締手当及びダム管理・建設業務手当を廃止することとした。(第二三条及び第二九条関係)

2 特種勤務手当の支給対象業務を次のとおり改めることとした。(第三条、第四条、第八条、第十五条、第二一条及び第二八条関係)

(一) 県税業務手当の支給対象業務を、県税の賦課、徴収又は滞納処分に関する業務のうち特に困難なものとして人事委員会規則で定めるものとする。こととした。

(二) 社会福祉業務手当の支給対象業務を、社会福祉に関する現業又は指導監督の業務のうち特に困難なものとして人事委員会規則で定めるものとする。こととした。

(三) 放射線取扱手当の支給対象業務を、エックス線等を照射する作業に従事したとき等のうち人事委員会規則で定める場合に限ることとした。

(四) 特殊現場作業手当の支給対象業務から橋脚の基礎工事等における水面下四メートル以上の箇所で行う作業を除くこととした。

(五) 乗船作業手当の支給対象業務から船舶に乗り組んで行う水産に關する調査及び試験研究の業務を除くこととした。

(六) 災害応急作業等手当の支給対象業務に異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所等において行う災害調査等を加えることとした。

3 特殊勤務手当の支給方法及び支給限度額を次のとおり改めることとした。(第三条、第四条、第八条、第一七条、第二〇条及び第二一条関係)

(一) 県税業務手当 日額八五〇円(現行月額二一、〇〇〇円)

(二) 社会福祉業務手当 日額六五〇円(現行月額一一、八〇〇円)

(三) 放射線取扱手当 月額七、〇〇〇円(現行日額二八〇円)

(四) 病害虫防除手当 月額 給料月額の一〇〇分の八(現行月額 給料月額の一〇〇分の二)

(五) 種雄家畜取扱等作業手当 日額三三〇円(現行日額二八〇円)

(六) 乗船作業手当 日額五五〇円(現行日額三八〇円)

4 管理職手当を受ける職員等が特殊勤務手当を受けることができる業務等に従事した場合に、人事委員会規則で定めるところにより、その支給額を制限することができることとした。

できることとした。(第三五条関係)

5 その他

(一) この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。  
 (二) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第八号)

1 電子情報処理組織により受験願書を提出する場合の高圧ガス保安法(昭和二六年法律第二〇四号)の規定による製造保安責任者試験及び販売主任者試験並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に關する法律(昭和四二年法律第一四九号)の規定による液化石油ガス設備士試験の手数料の額を定めることとした。(第一九条及び第二〇条関係)

2 圧縮水素自動車燃料装置用容器等に装置される附属品の附属品検査及び附属品再検査の手数料の額を改めることとした。(第一九条関係)

3 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(秋田県条例第九号)

1 地方自治法施行令(昭和二年政令第一六号)の規定により長期継続契約を締結することができる契約を次のとおりとすることとした。

(一) 電子計算機その他の物品を借り入れる契約で商慣習上複数年にわたり契約することが一般的であるもの

(二) 庁舎の警備その他の役務の提供を受ける契約で毎年四月一日から当該役務の提供を受ける必要があるもの

2 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

秋田県県税条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一〇号)

1 県税に係る徴収金の納付場所又は納入場所に地方自治法施行令の規定によりその収納の事務の委託を受けた者を加えることとした。

2 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

秋田県通訳案内業免許等手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一一号)

1 題名を秋田県通訳案内士登録等手数料徴収条例に改めることとした。

- 2 通訳案内士法（昭和二十四年法律第二一〇号）の規定により通訳案内士の登録を受けようとする者等から手数料を徴収することとし、その額を定めることとした。
- 3 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

秋田県農業試験場等の手数料徴収条例を廃止する条例（秋田県条例第二二二号）

- 1 秋田県農業試験場等において依頼による土壌等の分析業務を行わないこととするにに伴い、秋田県農業試験場等の手数料徴収条例（昭和三二年秋田県条例第八号）を廃止することとした。
- 2 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

秋田県畜産試験場の手数料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県条例第二三二号）

- 1 題名を秋田県種畜精液凍結処理等手数料徴収条例に改めることとした。
- 2 その他
  - (一) その他所要の規定の整理を行うこととした。
  - (二) この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

秋田県北部老人福祉総合エリア条例及び秋田県中央地区老人福祉総合エリア条例の一部を改正する条例（秋田県条例第一四号）

- 1 秋田県北部老人福祉総合エリアのコミュニティセンターの文芸室、陶芸室、木工室若しくは料理室又は秋田県中央地区老人福祉総合エリアのコミュニティセンターの文芸室、陶芸室若しくは木工室を使用しようとする者から使用料を徴収することとし、その額を定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

秋田県障害者介護給付費等不服審査会条例（秋田県条例第一五号）

- 1 障害者自立支援法第九八条第一項の規定に基づき秋田県障害者介護給付費等不服審査会を置くこととし、その委員の定数等を定めることとした。
- 2 その他
  - (一) この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。
  - (二) 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和三二年秋田県条例第三五号）について所要の規定の整備を行うこととした。

- 障害者自立支援法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（秋田県条例第一六号）

- 1 障害者自立支援法の施行及び同法による関係法律の一部改正に伴い、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四二年秋田県条例第四一四号）ほか六条例について所要の規定の整理を行うこととした。
- 2 その他

- (一) この条例は、一部を除き、平成一八年四月一日から施行することとした。
- (二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

秋田県精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例（秋田県条例第一七号）

- 1 秋田県精神保健福祉審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることとした。
- 2 その他
  - (一) この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。
  - (二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。
  - (三) 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例について所要の規定の整備を行うこととした。

秋田県すこやか奨学金貸与事業助成条例（秋田県条例第一八号）

- 1 目的
 

この条例は、多子世帯の子どもで大学に在学するものに奨学金を貸与する事業を行う者に対し、当該事業の実施に必要な助成を行うことにより、次代の社会を担う子どもを健やかに生みはぐくむ環境を整備するとともに、有為な人材の育成に資することを目的とすることとした。（第一条関係）
- 2 定義
 

この条例において用いる「多子世帯の子ども」、「すこやか奨学金」及び「指定法人」の用語の意義を定めることとした。（第二条関係）
- 3 助成
 

知事は、指定法人に対し、予算の範囲内において、すこやか奨学金（以下「奨学金」という。）を貸与する事業に必要な資金及び経費について補助金を交付することができることとした。（第三条関係）
- 4 奨学金の貸与

指定法人は、次の要件に該当する者に対し、その申請に基づき、無利子で規則で定める月額の奨学金を貸与することができることとした。ただし、当該者とその兄弟姉妹の中では、これらの者の数から二を減じた数を超えて貸与することができないこととした。(第四条関係)

(一) 多子世帯の子どもであること。

(二) 県内出身者であること。

(三) 大学に在学していること。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、規則で定める要件に該当すること。

5 返還

指定法人は、奨学金の貸与を受けた者に、当該貸与の期間の終了後の規則で定める期限までに、年賦等の方法により奨学金を返還させなければならないこととした。(第五条関係)

6 返還の猶予及び免除

指定法人は、奨学金の貸与を受けた者が災害又は傷病により奨学金の返還の債務を履行することが困難となったとき等は、その履行を猶予することができることとする。奨学金の貸与を受けた者が当該貸与の期間の終了後において県内に居住することとなったとき等は、履行期限が到来していない部分に係る奨学金の返還の債務の全部又は一部を免除することができることとした。(第六条関係)

7 連帯保証人

指定法人は、奨学金の貸与を受けようとする者に、連帯保証人を立てさせなければならないこととした。(第七条関係)

8 その他

(一) この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

(二) 秋田県すこやか奨学金基金条例(平成三年秋田県条例第三五号)は、廃止することとした。

秋田県児童会館条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一九号)

1 秋田県児童会館のホールを児童の健全な育成のために土曜日、日曜日及び休日を使用する場合には、使用料の割増し(平日の使用料の額の一・二倍の額)を行わないこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例(秋田県条例第二〇号)  
1 看護職員の養成施設に在学して修学資金の貸与を受けている者が将来業務に従事した場合にその返還が免除されることとなる施設(以下「免除施設」という。)の範囲を次のとおり改めることとした。

(一) 助産師としての業務に従事した場合に係る免除施設に病床数二〇〇床以上の病院(県が設置するものを除く。)を加えるとともに、母子健康センターを除外することとした。

(二) 看護師等としての業務に従事した場合に係る免除施設から県が設置する病院を除外することとした。

2 その他

(一) その他所要の規定の整理を行うこととした。

(二) この条例は、一部を除き、平成一八年四月一日から施行することとした。  
(三) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

秋田県衛生検査所登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第二一号)  
臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成一七年法律第三九号)の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

秋田県総合生活文化会館条例の一部を改正する条例(秋田県条例第二二号)

1 秋田県総合生活文化会館に音楽研修室を設置するとともに、当該音楽研修室を使用する者から使用料を徴収することとし、その額を定めることとした。

2 その他

(一) その他所要の規定の整備を行うこととした。

(二) この条例は、平成一八年七月一日から施行することとした。

秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三三号)

1 浄化槽保守点検業者の登録の有効期間を五年(現行三年)に延長することとした。

2 その他

(一) この条例は、公布の日から施行することとした。



(二) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

生活衛生関係営業に係る衛生措置に関する基準等を緩和するための関係条例の整備に關する条例(秋田県条例第二四号)

1 公衆浴場法施行条例(昭和二六年秋田県条例第七六号)の一部改正(第一条による改正)

知事は、男女の混浴に關する基準に關し必要な特例を定めることができることとした。

2 旅館業法施行条例(昭和三三年秋田県条例第三七号)の一部改正(第二条による改正)

(一) 下宿営業において設けなければならない客室の数の下限(現行三室)を廃止することとした。(第二条関係)

(二) 廊下及び洗面所におけるくず入れの設置義務を廃止することとした。(第五条関係)

3 興行場法施行条例(昭和五九年秋田県条例第三二号)の一部改正(第三条による改正)

(一) 構造設備の基準を次のとおり緩和することとした。(第三条関係)

(2) 喫煙所の設置義務を廃止することとした。

(3) 興行場の設置の場所等により知事が衛生上支障がないと認める場合は、便器の数に關する基準を適用しないこととした。

(二) 知事が認める便所については、男性用及び女性用の區別並びに便器の数に關する基準を適用しないこととした。

(二) 休憩時間は、興行時間に応じ適宜設けなければならないこととするともに、休憩時間における換気義務を廃止することとした。(第四条関係)

4 美容師法施行条例(平成二二年秋田県条例第五五号)の一部改正(第四条による改正)

作業衣の色に關する基準及び顔面に対する作業を行うときのマスクの着用義務を廃止することとした。

5 美容師法施行条例(平成二二年秋田県条例第五七号)の一部改正(第五条による改正)

作業衣の色に關する基準及び顔面に対する作業を行うときのマスクの着用義務を廃止することとした。

6 クリーニング業法施行条例(平成一四年秋田県条例第七六号)の一部改正(第六条による改正)

仕上場及び取次所の床に係る材料等に關する基準を廃止することとした。

7 その他

(二) この条例は、公布の日から施行することとした。

(一) 興行場法施行条例の一部を改正する条例(平成三年秋田県条例第六号)について所要の規定の整理を行うこととした。

秋田県動物の愛護及び管理に關する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第二五号)

1 動物の愛護及び管理に關する法律の一部を改正する法律(平成一七年法律第六八号)により特定動物の飼養等の許可制度が法定されたことに伴い、条例による特定動物の飼養等の許可制度を廃止することとした。

2 動物取扱業の登録を受けようとする者等から手数料を徴収することとし、その額を定めることとした。

3 その他

(一) その他所要の規定の整備を行うこととした。

(二) この条例は、平成一八年六月一日から施行することとした。

(三) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

(四) 市町村への権限移譲の推進に關する条例(平成一六年秋田県条例第七一号)について所要の規定の整理を行うこととした。

秋田県の景観を守る条例の一部を改正する条例(秋田県条例第二六号)

特殊法人の改革の進展にかんがみ、所要の規定の整理を行うこととした。

秋田県榎森牧場条例を廃止する条例(秋田県条例第二七号)

1 県内における肉用牛の飼養の動向にかんがみ、秋田県榎森牧場を廃止することとした。

2 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

秋田県水産用機械類貸付譲渡条例を廃止する条例(秋田県条例第二八号)

1 漁業者の水産用機械類の導入に關する公的支援制度の充実にかんがみ、水産用機

械類の貸付譲渡制度を廃止することとした。

2 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

秋田県計量法関係手数料等徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第二九号)

1 知事が特定計量器の定期検査の業務を行わせることとした者(以下「指定定期検査機関」という。)が行う当該検査の申請をする者は、当該検査に係る手数料を指定定期検査機関に納めなければならないこととする。当該手数料は、指定定期検査機関の収入とする。こととした。

2 知事が特定計量器の計量証明検査の業務を行わせることとした者(以下「指定計量証明検査機関」という。)が行う当該検査の申請をする者は、当該検査に係る手数料を指定計量証明検査機関に納めなければならないこととする。当該手数料は、指定計量証明検査機関の収入とする。こととした。

3 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

秋田県営田沢湖高原駐車場条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三〇号)

1 秋田県営田沢湖高原駐車場の管理は、指定管理者に行わせることができる。こととする。とともに、当該指定管理者に行わせる業務の範囲及び管理の基準を定めることとした。(第二条)第四関係)

2 この条例は、平成一八年一月一日から施行することとした。

秋田県鉱業用機械類貸付譲渡条例を廃止する条例(秋田県条例第三一号)

1 企業の設備の導入に関する公的支援制度の充実にかんがみ、鉱業用機械類の貸付譲渡制度を廃止することとした。

2 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

秋田県十和田湖公共下水道条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三二号)

地方自治法(昭和二十二年法律第六七号)第二五二条の一四第一項の規定により秋田県十和田湖公共下水道の施設のうち青森県の区域に存する施設の管理に関する事務を同県に委託することに伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

秋田県営住宅条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三三号)

1 公募を行わず普通県営住宅又は改良住宅に入居させることができる事由に、既存

入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて知事が入居者を募集しようとしている当該普通県営住宅又は改良住宅に当該既存入居者が入居することが適切であることを加えることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三四号)

1 普通財産(工作物に限る。)は、その売払いに係る最初の一般競争入札の入札の日から三月を経過した場合は、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。こととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

秋田県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三五号)

1 行政財産の目的外使用に係る使用時間が七時間以下であるときの使用料の額は、使用時間一時間につき一日分の使用料の額を八で除して得た額とすることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三六号)

1 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五九号)の一部改正(第一条による改正)

(一) 「職員」及び「教育職員」の定義に栄養教諭を加えることとした。(第二条関係)

(二) 行政職給料表の級構成及び全給料表の号給構成を改めるとともに、全給料月額を改定することとした。(別表第一)別表第三関係)

(三) 職員の昇給は、教育委員会が人事委員会と協議して定める日に同日前一年間の勤務成績に依りて行うほか、次の基準によることとした。(第六条関係)

(1) 昇給日前一年間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給(行政職給料表六級の職員等のうち教育委員会が人事委員会と協議して定める職員を除く職員)については、三号給)とすることを標準とすること。

(2) 五五歳を超える職員の昇給の号給数を二号給とすることを標準とすること。  
(3) 職務の級の最高号給を超える昇給を行わないこと。



(四) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第一六二号)の規定により扶養手当の支給等に関する事務の一部を市町村が処理することとした。  
(第三二条関係)

2 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四六年秋田県条例第六六号)の一部改正(第二条による改正)  
「教育職員」の定義に栄養教諭を加えることとした。

3 その他

(一) その他所要の規定の整備を行うこととした。

(二) この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

(三) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

(四) 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成一三年秋田県条例第三七号)について所要の規定の整理を行うこととした。

1 学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三七号)  
学校職員の定数を次のとおり改めることとした。

区 分	改 正 前	改 正 後
公立小学校、中学校及び共同調理場	七、三三九人	七、二〇三人
県立高等学校	二、八〇三人	二、六九五五人
県立盲学校及び聾学校	一一六人	一一八人
県立養護学校	八八四人	八八五人

2 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

秋田県立図書館設置条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三八号)

1 県に關わる文学資料を収集し、及び保存し、並びに県民の利用に供するため、秋田県立図書館の分館として秋田県立図書館あきた文学資料館を秋田市中通六丁目六番一〇号に置くこととした。

2 この条例は、平成一八年四月一八日から施行することとした。

秋田県立田沢湖スポーツセンター条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三九

号)

1 秋田県立田沢湖スポーツセンター(以下「センター」という。)の位置を仙北市田沢湖生保内字下高野七三番地の二に改めることとした。(第一条関係)

2 センターの指定管理者は、センターを使用する者から利用料金を自己の収入として収受することとするともに、利用料金の承認に関する手続等について定めることとした。(第一〇条、第一三条及び別表関係)

3 その他

(一) その他所要の規定の整理を行うこととした。

(二) この条例は、平成一八年一月一日から施行することとした。

(三) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

秋田県警察組織条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四〇号)

1 個人情報保護の保護に関する事務を警務部の所掌事務とすることとした。

2 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

秋田県警察職員定数条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四一號)

1 警察職員の定数を警視にあつては八八八人(現行八七人)に、警部にあつては一七九人(現行一七八人)に、警部補及び巡查部長にあつては一、〇〇〇人(現行一、〇八八人)に、巡查(警察教養施設において教育訓練中の者を含む。)にあつては五七六人(現行五七〇人)にそれぞれ増員することとした。

2 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四二号)

1 秋田県公安委員会関係手数料徴収条例(平成一二年秋田県条例第一一七号)の一部改正(第一条による改正)

性風俗関連特殊営業に係る届出書の提出があつた旨を記載した書面の交付を受けようとする者等から手数料を徴収することとし、その額を定めることとした。(第三二条関係)

2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五九年秋田県条例第四二号)の一部改正(第二条による改正)

(一) その周辺において受付所営業を営んではならない施設は、病院等とすることとした。(第一五条関係)

(二) 受付所営業を営むことを禁止する地域は、秋田県の区域とすることとした。(第一六条関係)

- 3 (三) 受付所営業は、深夜において営んではならないこととした。(第一七条関係) その他
- (二)(一) その他所要の規定の整理を行うこととした。
- (二) この条例は、平成一八年五月一日から施行することとした。

秋田県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四三三号)

- 1 公営企業に管理者を置かないこととするともに、企業局を廃止し、管理者の権限に属する事務を処理させる組織として産業経済労働部を置くこととした。
- 2 その他
  - (一) その他所要の規定の整理を行うこととした。
  - (二) この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。
  - (三) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。
  - (四) 秋田県行政手続条例(平成八年秋田県条例第四号)ほか六条例について所要の規定の整理を行うこととした。

企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四四号)

- 1 新たに地域手当を設け、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して知事が定める地域に在勤する職員に支給することとする
- 2 職員が修学部分休業により勤務しないときは、給与を減額することとした。(第一三条の二関係)
  - 一 三条の二関係)
  - 3 その他
    - (一) その他所要の規定の整理を行うこととした。
    - (二) この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四五号)

- 1 企業局の廃止に伴い、商工労働委員会の所管から企業局の所管に属する事項を削除することとした。
- 2 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

秋田県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四六号)

- 1 秋田県議会議員の定数を四五人(現行四八人)に改めるとともに、選挙区及び各

選挙区において選挙すべき議員の数を次のとおりとすることとした。

選挙区	選挙すべき議員の数
秋田市の選挙区	一三人
能代市山本郡	四人
横手市	四人
大館市	三人
男鹿市	一人
湯沢市雄勝郡	三人
鹿角市鹿角郡	二人
由利本荘市	四人
潟上市	一人
大仙市仙北郡	五人
北秋田市北秋田郡	二人
にかほ市	一人
仙北市	一人
南秋田郡	一人

2 その他

- (一) この条例は、次の一般選挙から施行することとした。ただし、(二)は、公布の日から施行することとした。

(二) 秋田県議会議員の選挙区の特例に関する条例(平成一六年秋田県条例第八四号)について所要の規定の整備を行うこととした。

---



条 例

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第一号

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例

市町村への権限移譲の推進に関する条例(平成十六年秋田県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の表一の項中「身体に障害のある児童に対する育成医療の給付」を「育成医療に係る自立支援医療費の支給認定」に改め、同表二の項中「給付」の下に「の決定」を加え、同表中三の項を削り、四の項を三の項とし、五の項を四の項とし、六の項を五の項とし、七の項を削り、八の項を六の項とし、九の項から十一の項までを二項ずつ繰り上げ、同表十二の項中「知的障害者指定居宅支援事業者」を「指定障害福祉サービス事業者」に改め、同項を同表十の項とし、同表中十三の項を十一の項とし、十四の項を十二の項とし、十五の項を十三の項とし、同表十六の項中「給付」の下に「の決定」を加え、同項を同表十四の項とし、同表十七の項を同表十五の項とする。

第五条の表中五の項を六の項とし、四の項の次に次の一項を加える。

五	指定介護予防サービス事業者の指定	別表第二十一の二
---	------------------	----------

第十条の表に次の二項を加える。

十五	史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可	別表第七十二の二
十六	県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可	別表第七十二の三

別表第一各号を次のように改める。

- 一 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号。以下この表において「法」という。)第九条第一項の規定による障害児の保護者等からの報告の徴収等(第四号から第六号までに掲げる事務の施行に必要な限度において行うものに限る。)
- 二 法第十条第一項の規定による自立支援給付対象サービス等を行う者等からの報告の徴収等(第四号から第六号までに掲げる事務の施行に必要な限度において行うものに限る。)

三 法第十二条の規定による官公署に対する文書の閲覧の請求等（次号から第六号までに掲げる事務の施行に必要な限度において行うものに限る。）  
四 法第五十四条の規定による自立支援医療費（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第一条第一号に規定する育成医療に係るものに限る。次号及び第六号において同じ。）の支給認定等

五 法第五十六条第二項及び第四項の規定による自立支援医療費の支給認定の変更の認定等  
六 法第五十七条の規定による自立支援医療費の支給認定の取消し等

別表第二第一号中「児童福祉法」の下に「（昭和二十二年法律第六十四号）」を加え、「第二十一条の九第一項」を「第二十条第一項」に改め、同表第二号中「児童福祉法施行規則」の下に「（昭和二十三年厚生省令第十一号）」を加える。

別表第三を次のように改める。

#### 別表第三 削除

別表第七を次のように改める。

#### 別表第七 削除

別表第十二第一号中「知的障害者福祉法」を「障害者自立支援法」に、「第十五条の五第一項」を「第二十九条第一項」に、「指定居宅支援事業者」を「指定障害福祉サービス事業者」に改め、同表第二号中「第十五条の二十」を「第四十六条第一項」に、「指定居宅支援事業者」を「指定障害福祉サービス事業者」に改め、同表第三号を次のように改める。

三 法第四十九条第一項の規定による指定障害福祉サービス事業者に対する勧告、同条第四項の規定による勧告に従わない旨の公表、同条第五項の規定による指定障害福祉サービス事業者に対する措置命令、同条第六項の規定による措置命令をした旨の公示及び同条第七項の規定による市町村からの通知の受理

別表第十二第四号中「第十五条の二十二第一項」を「第五十条第一項」に、「指定居宅支援事業者」を「指定障害福祉サービス事業者」に改め、「取消し」の下に「等」を加え、同表第五号中「第十五条の二十三」を「第五十一条」に、「指定居宅支援事業者」を「指定障害福祉サービス事業者」に改め、同表第六号中「第十八条」を「第七十九条第二項から第四項まで」に、「知的障害者居宅生活支援事業の開始」を「障害福祉サービス事業者の開始等」に改め、同表第七号を削り、同表第八号中「第二十一条の二第一項」を「第八十一条第一項」に、「知的障害者居宅生活支援事業」を「障害福祉サービス事業」に改め、同号を同表第七号とし、同表第九号中「第二十一条の三」を「第八十二条」に、「知的障害者居宅生活支援事業」を「障害福祉サービス事業」に改め、同号を同表第八号とする。

別表第十九第二号中「第二十九条第三項」を「第二十九条第六項」に改め、同表第三号中「第二十九条第四項」を「第二十九条第八項」に改め、同表に次の一号を加える。

四 老人福祉法第二十九条第九項の規定による改善命令をした旨の公示(対象中核市が設置する有料老人ホームに係るものを除く。)  
別表第二十一号中「平成九年法律第百二十三号」の下に「。以下この表において「法」という。」を加え、同表第二号及び第三号を次のように改める。

二 法第七十条第四項(法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定による市町村長からの意見の徴収  
三 法第七十条の二第一項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の更新

別表第二十五号中「介護保険法」を「法」に改め、同号を同表第七号とし、同表第四号中「介護保険法」を「法」に改め、「取消し」の下に「等及び同条第二項の規定による市町村からの通知の受理」を加え、同号を同表第六号とし、同表第三号の次に次の二号を加える。

四 法第七十五条の規定による指定居宅サービス事業者の事業所の名称の変更等の届出の受理

五 法第七十六条の二第一項の規定による指定居宅サービス事業者に対する勧告、同条第二項の規定による勧告に従わない旨の公表、同条第三項の規定による指定居宅サービス事業者に対する措置命令、同条第四項の規定による措置命令をした旨の公示及び同条第五項の規定による市町村からの通知の受理

別表第二十に次の一号を加える。

八 法第百十五条の二十九第六項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の取消し等

別表第二十一第一号中「介護保険法」の下に「(以下この表において「法」という。)」を加え、同表第三号を削り、同表第二号中「介護保険法」を「法」に改め、同号を同表第三号とし、同表第一号の次に次の一号を加える。

二 法第七十九条の二第一項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新

別表第二十一第五号中「介護保険法」を「法」に改め、同号を同表第六号とし、同表第四号中「介護保険法」を「法」に改め、「取消し」の下に「等及び同条第二項の規定による市町村からの通知の受理」を加え、同号を同表第五号とし、同表第三号の次に次の一号を加える。

四 法第八十三条の二第一項の規定による指定居宅介護支援事業者に対する勧告、同条第二項の規定による勧告に従わない旨の公表、同条第三項の規定による指定居宅介護支援事業者に対する措置命令、同条第四項の規定による措置命令をした旨の公示及び同条第五項の規定による市町村からの通知の受理

別表第二十一に次の一号を加える。

七 法第百十五条の二十九第六項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の取消し等

別表第二十一の次に次の一表を加える。

別表第二十一の二(第五条関係)



権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
<p>一 介護保険法(以下この表において「法」という。)第五十三条第一項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定</p> <p>二 法第百十五条の五の規定による指定介護予防サービス事業者の事業所の名称の変更等の届出の受理</p> <p>三 法第百十五条の七第一項の規定による指定介護予防サービス事業者に対する勧告、同条第二項の規定による勧告に従わない旨の公表、同条第三項の規定による指定介護予防サービス事業者に対する措置命令、同条第四項の規定による措置命令をした旨の公示及び同条第五項の規定による市町村からの通知の受理</p> <p>四 法第百十五条の八第一項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の取消し等及び同条第二項の規定による市町村からの通知の受理</p> <p>五 法第百十五条の九の規定による指定介護予防サービス事業者の指定等の公示</p> <p>六 法第百十五条の十において準用する法第七十条の二第一項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の更新</p> <p>七 法第百十五条の二十九第六項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の取消し等</p>	市町村

別表第七十二の次に次の二表を加える。

別表第七十二の二(第十条関係)

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
<p>一 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下この表において「法」という。)第二百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等</p> <p>二 法第百二十六条の規定による関係行政庁からの通知の受理</p> <p>三 法第百三十条の規定による管理団体等からの報告の徴収(第一号に掲げる許可等に係るものに限る。)</p> <p>四 法第百三十一条第一項の規定による土地の立入調査等(第一号に掲げる許可等に係るものに限る。)</p>	法第百九条第一項の規定により指定された史跡名勝天然記念物の所在地がその区域内にある町村

別表第七十二の三(第十条関係)

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
<p>一 秋田県文化財保護条例(昭和五十年秋田県条例第四十一号)第三十七条第一項並びに同条第三項において準用する同条例第十四条第三項及び第四項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等(教育委員会規則で定めるものに限る。)の許可等</p> <p>二 秋田県文化財保護条例第三十八条において準用する同条例第十八条の規定による所有者等からの報告の徴収(前号に掲げる許可等に係るものに限る。)</p>	秋田県文化財保護条例第三十四条第一項の規定により指定された県指定

附 則

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表第二第一号の改正規定（「第二十一条の九第一項」を「第二十条第一項」に改める部分に限る。）は同年十月一日から施行する。

2 この条例の施行により新たに市町村への権限移譲の推進に関する条例第三条の権限移譲対象事務となる事務に係る同条例第十二条の規定による協議又は告示その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。この場合において、同条第一項の規定による協議は、同項の規定にかかわらず、当該権限移譲対象事務となる事務に係る一の別表ごとに行うことができる。

秋田県情報公開条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第二号

秋田県情報公開条例等の一部を改正する条例

(秋田県情報公開条例の一部改正)

第一条 秋田県情報公開条例（昭和六十二年秋田県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第六号(五)中「勾留」を「勾留」に改め、同号(六)中「勾引状、収監状」を「勾引状、収容状」に改める。

(秋田県個人情報保護条例の一部改正)

第二条 秋田県個人情報保護条例（平成十二年秋田県条例第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第五号へ中「収監状」を「収容状」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第三条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年秋田県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

史跡名勝天然記念物の所在地がその区域内にある市町村